

長田区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 3 月 20 日 長田区長決定、最終改正令和 7 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 13 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表の基準により助成するものとする。

(定めなき事項の処理)

第 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 長田区ふれあいのまちづくり助成実施要領(平成21年4月1日施行)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○別表

助成対象活動	助成条件	助成額
1. 様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした活動	様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした活動で、区長が特に必要と認める公益活動（支出が発生しない活動や、協議会会員のみや特定の個人のみが参加する活動を除く）。	200,000 円以内

2. ICT による地域活動の推進	SNS やホームページの運用のほか、会計事務や活動の ICT 化等、地域で ICT を推進するための公益活動（支出が発生しない活動や、協議会会員のみや特定の個人のみが参加する活動を除く）。 (ICT 担当者への謝礼等)	60,000 円以内
3. サテライト助成	合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域福祉センター以外の場所を実施する公益活動（支出が発生しない活動や、協議会会員のみや特定の個人のみが参加する活動を除く）。ただし、要綱別表第 1 との併給は不可。	60,000 円以内
4. 学生ボランティアとの協働事業	学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動等に活用可能。ただし、ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア（年齢は問わない）を参画させること。なお、他のふれあいのまちづくり助成（別メニュー）との併用が可能（ただし、会計処理は分けること）。	30,000 円以内